

簡単！適正処理クイックチェック

簡単！適正処理クイックチェック



すべての排出事業者に

産業廃棄物の適正処理が義務付けられています。

一つひとつの事業所の努力が、資源循環型社会の実現には欠かせません。産業廃棄物の適正処理や従業員の教育は、経営者の務めです。まずは、下のチェックリストであなたの事業所の診断を試みましょう。もし行き届いてないところがあればすぐに対処してください。

1. 事業所内に産業廃棄物を保管する場合は、掲示板の設置、囲いの設置、周辺への飛散流出の防止対策を行っている。
2. 産業廃棄物処理について、収集・運搬と処分をそれぞれの許可業者と書面にて委託契約を締結している。
3. 委託契約書には契約業者の許可証の写し等が添付してある。
4. 産業廃棄物を引き渡す際に、マニフェストを交付している。
5. 戻ってきたマニフェストの写しで契約書どおりに業者が収集・運搬・処分しているか確認している。
6. 交付したマニフェストの写し等を5年間保管している。
7. 毎年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況報告書を所管の行政に提出している。

マニフェストとは、産業廃棄物管理票のことで、排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための伝票です。排出事業者から収集運搬業者、処分業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、収集・運搬・処分の各工程が終了するごとに排出事業者に写しが戻り、適正処理を確認する仕組みになっています。

なお、産業廃棄物協会等で複写式のものを購入することができます。

九都県市廃棄物問題検討委員会

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)
本検討委員会ホームページ リサイクルスクエア (<http://www.re-square.jp/>) には、産業廃棄物の適正処理等に関する詳細情報を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。